

4月から家計が変わりそう

年金、育児・教育資金、自動車重量税などが変化

4月から私たちの家計が変わりそうです。年金、育児・教育資金、自動車重量税など、項目を追ってご紹介します。

国民年金

前回ご紹介した通り、健康保険料や介護保険料は3月から引き上げられましたが、平成22年の新年度、4月から「国民年金保険料」が引き上げられます。平成21年度の国民年金保険料は月額1万4660円でしたが、4月からは440円アップし、1万5100円になり、年間5280円の負担増となります。国民年金保険料を節約するには、口座振替、半年払い、年払いの方法があります。

国民年金は、日本に住んでいる人が20歳から加入することになっているので、学生も加入する必要があります。学生の場合の保険料に関しては学生納付特例制度があります。

また、30歳未満の人の場合、所得によっては学生と同じように若年者納付猶予制度があるので、申請すれば負担する必要はなくなります。ただし、負担しなかった期間分は、将来支給される年金額が減額されます。

厚生年金や共済年金に加入している人は、別途、国民年金保険料を支払う必要はありません。国民年金の保険料には、所得によって免除制度(全額免除、半額免除、4分の1免除、4分の3免除)があります。免除制度の場合は学生などの保険料納付猶予と違い、免除された期間の年金が一部支給される仕組みになっています。

子ども手当

育児・教育資金では、小学校入学まで支給されていた児童手当がなくなり、4月から中学生3年生まで、「子ども手当」が支給されます。子ども手当の金額は、今年度は子ども1人につき月額1万3000円で、6月に4月、5月分が支給されます。手続きは、児童手当を受けていた場合は不要です。児童手当には所得制限があったので、児童手当が支給されなかった世帯や、中学生がいる世帯は手続きが必要になります。お住まい

4月から家計が変わる？

国民年金保険料	月額1万5100円 (440円アップ)
子ども手当創設	児童手当が廃止。月額1万3000円。1回目は6月に支給
高校の授業料	公立は無料、国立・私立は所得に応じて負担が軽減される
自動車重量税	自動車購入時、車検の際の自動車重量税が軽減される

の市役所や町役場で手続きをしましょう。

また、4月から公立高校の授業料は無料に、国立・私立学校の場合は、世帯の所得は異なりますが負担が軽減されます。公立高校の場合、手続きは不要ですが、国立・私立高校はそれぞれの学校で手続きが必要です。

エコカー減税

マイカーでは、エコカー補助金が9月まで延長されました。エコカー減税は、自動車重量税が平成24年4月まで、新車の自動車取得税は平成24年3月までです。今回、エコカー減税対象外でマイカー購入時や車検時に納める自動車重量税が、4月から1年分で1300円軽減されます。

その他、家電のエコポイントは対象商品が縮小されるものの、12月末まで延長されました。住宅のエコポイントも始まっています。今年、家電や車の購入、住宅の省エネなどを計画している人は、これらの制度を上手に活用しましょう。



ファイナンシャルプランナー
高橋 昌子
暮らしのマネープラン
相談センター 所長

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン 4回/3万円
(資産運用、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円
(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し 2回/1万円
(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し 2回/1万円
(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■資産運用 3回/2万円
(長期運用、投資信託の分析・評価等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 3回/2万円
(個人年金、役立つ金融商品、各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 5回/5万円
(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。
※回数は目安です。

